

聖隷横浜病院 院内感染対策指針

【院内感染対策指針の目的】

この指針は、聖隷横浜病院(以下「当院」とする)の全スタッフが院内感染対策の必要性を十分に理解し、感染防止対策および院内感染発生時の対応等における体制を確立し、安全で良質な医療の提供を図ることを目的として、下記の事項について定めるものである。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方
2. 院内感染対策のための委員会および組織に関する基本的事項
3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本的事項
4. 感染症の発生状況報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
7. その他の院内感染対策推進のために必要な基本方針

第1項. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染とは、「入院患者および外来患者が、原疾患とは異なり新たに病院内で罹患した感染症、または医療従事者が院内において罹患した感染症」を言う。

近年、疾病構造の変化、易感染性要因を有する患者の増加に伴い、院内感染の危険が増大している。院内感染を完全に防止することは不可能であるが、十分に留意し、感染の発生に際してはその原因の速やかな特定、制圧・終息を図ることは、病院としての極めて重要な責務の一つである。

第2項. 院内感染対策のための委員会および組織に関する基本的事項

「感染対策委員会」

1. 委員は医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、栄養士、理学療法士、臨床工学技士、事務の代表者により職種横断的に構成す

る。

2. 委員会は、月に 1 回開催する。また、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

3. 感染対策委員会の運営に関する詳細は、感染対策委員会規約に定める。「感染制御チーム;ICT」…詳細については感染制御チーム活動規約に定める。感染対策委員長、感染管理認定看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務により構成する。週に 1 回カンファレンス、院内ラウンドを行い感染対策の評価を行う。また、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

「抗菌薬適正使用支援チーム;AST」…詳細については抗菌薬適正使用支援チーム規約に定める。感染対策委員長、感染管理認定看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務により構成され、抗菌薬適正使用を目指し活動する。

「看護感染予防委員会」

感染対策委員会の看護部メンバーを中心とし、各職場における感染の監視と報告および感染対策の周知徹底を図る。

第3項. 院内感染対策のための職員研修に関する基本的事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方および具体的方策について、感染対策マニュアルに定め、さらに職員に周知徹底を図ることを目的として研修を実施する。
2. 新規採用者を対象とした初期研修を実施する。
3. 当院の実情に即した病院全体に共通する内容で、全職種を対象とし、年 2 回以上研修会を開催する。
4. 研修実施内容について、開催日時・研修項目・出席者・感想等について記録を行う。
5. 外部研修・学会等の開催情報について広く告知し、また参加を支援し、参加した場合にはその報告を記録・保管する。

第4項. 感染症の発生状況報告に関する基本方針

1. 病原体の検出状況および抗菌薬の使用状況について、感染対策委員会に報告され、検討された対策等は速やかに職員全体に通知する。

2. 院内感染を起こす可能性のある感染症が発生した可能性のある場合の対応について、患者または職員発生別に感染対策マニュアルに定める。

第5項. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

1. 微生物の分離率や感染症報告などから、感染拡大あるいは異常発生を迅速に把握する。
2. 感染拡大時あるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応などを病院長に報告する。臨時感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
3. 必要に応じて保土ヶ谷区福祉保健センターと連絡をとり、広域的な対策について検討する。また、報告が義務付けられている感染症が特定された場合は、速やかに報告する。

第6項. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1. 本指針は、患者およびその家族から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。
2. 全職員はイントラネットを通じて閲覧できる。
3. 院内感染の患者、ないしその可能性のある患者およびその家族についての説明等の対応については、感染対策マニュアルに定める。

第7項. その他の院内感染対策推進のために必要な基本方針

1. 本指針の内容については、職場長を通じて全職員に周知徹底する。
2. 感染対策マニュアルは各部署に配置し、さらにイントラネット上に掲載する。職員は常時閲覧でき、マニュアルに基づき院内感染対策を実施する。
3. 医療従事者が職業感染に限らず感染症に罹患した場合は、本人だけの問題にとどまらず患者ないしは他の職員への感染源ともなりうることを念頭に置き、感染防止対策の遵守だけでなく日頃の健康管理を充分に行わなければならない。
4. 職員のワクチン接種および抗体価測定等の感染予防策については、衛生委

員会が司る。

5. 必要に応じて本指針、規約、院内感染対策マニュアルの見直しを検討する。
6. 立案した改善策について、感染対策委員会で見直しを行う。

第8項. 院内感染対策の具体的方法

院内感染対策の具体的方法に関する詳細は、院内感染対策マニュアルに定め、これを実践する。

作成・管理会議承認 2008年3月11日

2013年4月1日改訂

2015年8月26日改訂

2017年6月28日内容確認

2018年4月25日改訂

2022年6月22日内容確認

2023年5月24日改訂